

井原市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱

井原市木造住宅耐震診断等事業費補助金交付要綱（平成14年井原市告示第86号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 地震に対する建築物の安全性の向上を図るため、民間建築物の耐震診断等に要する経費の一部を予算の範囲内において、井原市建築物耐震診断等事業費補助金（以下「補助金」という。）として交付するものとし、その交付については、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断等 既存の建築物の耐震性を把握するために行う次に掲げるもの及びこれに附随する調査等をいう。ただし、建築物の用途変更に伴うものを除く。
 - ア 次に掲げる方法に基づき行う既存建築物の耐震診断、補強計画及び計画後の耐震診断
 - (ア) 国土交通大臣が定める技術指針事項に定める方法
 - (イ) 岡山県木造住宅耐震診断マニュアル（以下「マニュアル」という。）に掲げる簡易診断法、一般診断法及び精密診断法
 - イ 構造計算書等の既存設計図書の内容確認及び現地調査
 - ウ 構造計算の再計算及び現地調査
 - エ 既存住宅性能表示制度に係る性能評価（「構造躯体の倒壊等防止」に係る耐震等級の項目を含むものに限る。）
- (2) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延床面積の1/2未満のもの）を含む。）をいう。
- (3) 指示対象建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第15条第2項に規定する建築物をいう。

（補助対象者等）

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、別表の事業区分に応じて次に掲げる耐震診断等を行う民間建築物の所有者（区分所有建築物にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）とする。ただし、既存性能表示制度に係る性能評価は、この限りでない。

- (1) 木造住宅耐震診断事業 岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第3条の規定により、岡山県知事の登録を受けた木造住宅耐震診断員による耐震診断を、一般社団法人岡山県建築士事務所協会に委託して実施するもの

(2) 前号以外の事業 建築物の構造実務実績等を勘案し岡山県知事が指定した建築士事務所に委託し実施するもの

2 この事業の耐震診断等（既存住宅性能表示制度に係る性能評価を除く。）は、その結果について岡山県知事が指定する耐震評価機関の評価を受けたものでなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、公租公課等を完納していない者は、補助金の交付を受けることができない。

（補助対象経費、補助率等）

第4条 補助金交付の対象となる補助対象経費、補助率等は、別表に定めるところによる。ただし、補助対象経費について、消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる額と、当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）が含まれる場合にあつては、当該消費税仕入控除税額は、控除するものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、井原市建築物耐震診断等事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金交付が適当であると認めるときは、井原市建築物耐震診断等事業費補助金交付決定通知書（様式第2号の1）により、補助金交付が不相当であると認めるときは、井原市建築物耐震診断等事業費補助金不交付決定通知書（様式第2号の2）により、補助事業者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、次の各号に定める区分により当該各号に定める必要書類を添えて速やかに市長へ提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の額に変更が生じるとき 井原市建築物耐震診断等事業費補助金交付変更承認申請書（様式第3号）

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 井原市建築物耐震診断等事業費補助事業中止（廃止）申請書（様式第4号）

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し適当であると認めるときは、これを承認し、その旨をそれぞれ様式第5号及び様式第6号により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して10日以内に、井原市建築物耐震診断等事業費補助事業実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その確定した補助金の額を井原市建築物耐震診断等事業費補助金確定通知書(様式第8号)により補助事業者へ通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、詐欺又は不正な手段により、この要綱に違反して補助金の交付決定又は交付を受けた者があるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(公表)

第11条 この事業の耐震診断の結果のうち、倒壊等により周辺に損害を与えるものについては、その旨を遅滞なく公表するものとする。

2 公表の対象となる建築物の種類及び公表の方法は、市長が別に定める。

(取引上の開示)

第12条 この事業の耐震診断等を実施した建築物を所有者は、当該建築物を譲渡又は貸与しようとするときは、譲渡人又は借借人に、耐震診断等の結果を開示しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の井原市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の井原市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成23年7月29日告示第83号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の井原市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月18日告示第45号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日告示第26号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月24日告示第68号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の井原市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和元年9月30日告示第108号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

事業区分	補助の対象		補助率等
	建築物	経費	
木造住宅耐震診断事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅 (2) 構造が次に掲げる工法以外の木造であるもの ア 丸太組工法 イ 建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法 (3) 地上階数が2以下のもの	次に掲げる経費(136,000円/戸以内を限度) (1) 耐震診断等の経費 ただし、第2条第1号アに係るものは、マニュアルに掲げる簡易診断法(42,000円/戸)、一般診断法(面積が200㎡以内までは71,200円/戸、200㎡を超えるものについては、100㎡ごとに9,100円増)、精密診断法によるものに限り、第2条第1号エに係るものは、耐震性能に係る評価の費用相当分に限る。 (2) 第3条第2項の評価に係る経費	補助対象経費の3分の2以内(一住宅につき簡易診断法にあつては40,000円、一般診断法にあつては60,000円(面積が200㎡を超えるものにあつては、60,000円にその超える部分が100㎡に達するまでごとに8,000円を加えた額)とし、精密診断法その他のものにあつては90,000円を限度とする。)
一戸建て住宅耐震診断事業	木造住宅耐震診断事業の建築物欄に掲げる以外の一戸建て住宅	次に掲げる経費(136,000円/戸以内を限度) (1) 耐震診断等の経費 ただし、第2条第1号エに係るものは、耐震性能に係る評価の費用相当分に限る。 (2) 第3条第2項の評価に係る経費	補助対象経費の3分の2以内。ただし、一住宅につき90,000円を限度とする。
建築物耐震診断事業	昭和56年5月31日以前に着工された建築物で市内に存する民間のものであつて、次に掲げる要件のいずれかに該当する建築物 (1) 一戸建て以外の住宅 (2) 指示対象建築物 (3) 上記以外の建築物	次に掲げる経費(1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内、1,000㎡を越えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内、2,000㎡を越える部分は1,050円/㎡以内を限度) (1) 耐震診断等の経費 ただし、第2条第1号エに係るものは、耐震性能に係る評価の費用相当分に限る。 (2) 第3条第2項の評価に係る経費	補助対象経費の3分の2以内。ただし、一棟につき指示対象建築物は3,000,000円、その他は1,500,000円を限度とする。